事　務　連　絡
令和８年８月 14 日

各保健所設置市薬務主管課　御中

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課

令和８年度税制改正によるセルフメディケーション税制対象医薬品の届出等について

このことについて、厚生労働省医政局医薬産業振興企画課から別添のとおり事務連絡がありましたので、業務の参考に送付します。

なお、次の関係団体に対し送付します。

また、別添の事務連絡は神奈川県ホームページ「薬事関係通知一覧」に掲載します。

※事務連絡済み関係団体
公益社団法人神奈川県薬剤師会
一般社団法人神奈川県医薬品登録販売者協会
一般社団法人神奈川県登録販売者協会
一般社団法人神奈川県医薬品配置協会
神奈川県医薬品卸業協会
神奈川県製薬協会

問合せ先
薬事指導グループ　青木、細野
電話 045-210-1111 内線 4968
045-210-4967（直通）

事　務　連　絡
令和８年８月７日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課　御中

厚生労働省医政局医薬産業振興企画課

令和８年度税制改正によるセルフメディケーション税制対象医薬品の届出等について

令和８年度税制改正（以下「税改」という。）において、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）及び租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）が改正され、税制の適用期限の延長及び対象範囲の見直しが行われました。これを踏まえ、「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等」（令和８年厚生労働省告示第 306 号）及び「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等」（令和８年厚生労働省告示第 307 号）が令和８年８月７日に告示され、令和９年１月１日から適用されることとなりました。

このため、「令和８年度税制改正によるセルフメディケーション税制対象医薬品の届出等について」（令和８年８月７日付厚生労働省医政局医薬産業振興企画課事務連絡）（別紙）を関係団体宛てに送付し、会員企業等への周知について協力を要請したところです。

ついては、貴管内関係企業等に対しても、本事務連絡の内容について周知いただくよう御協力をお願いいたします。

（　別　紙　）

事　務　連　絡
令和８年８月７日

日本製薬団体連合会
（公社）日本薬剤師会
（一社）日本チェーンドラッグストア協会
（一社）日本医薬品卸売業連合会
（一社）全国家庭常備薬特品連合会
（一社）日本保険薬局協会
日本一般用医薬品連合会
御中

厚生労働省医政局医薬産業振興企画課

令和８年度税制改正によるセルフメディケーション税制対象医薬品の届出等について

平素よりセルフメディケーション税制（以下「税制」という。）の運用にご協力いただき、感謝申し上げます。

今般、令和８年度税制改正（以下「税改」という。）において、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）及び租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）が改正され、税制の適用期限の延長及び対象範囲の見直しが行われました。これを踏まえ、「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件」（令和８年厚生労働省告示第 306 号）及び「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等」（令和８年厚生労働省告示第 307 号）が令和８年８月７日に告示され、令和９年１月１日から適用されることとなりました。

税改の内容及び税改後の税制対象医薬品の取扱い等について、下記のとおり通知しますので、十分御了知の上、傘下企業に対して周知いただくとともに、適切な運用に遺漏のないよう御対応をお願いいたします。

記

１．税改の内容について

〇　税制の適用期限について、税制対象となるスイッチＯＴＣ医薬品についてはその適用期限を撤廃（恒久化）し、それ以外の医薬品についてはその適用期限を令和 13 年 12 月 31 日まで５年延長することとされました。

○　税制対象となる医薬品の範囲について、次のとおり見直されました。

①　スイッチＯＴＣ医薬品以外の一般用医薬品等について、その対象に、消化器官用薬としての効能又は効果を有すると認められる医薬品（※１）及び生薬を有効成分として含有する鎮咳去痰薬としての効能又は効果を有すると認められる医薬品を追加することとされました（※２）。

②　税制対象となる一般用医薬品等に、体外診断用医薬品のうち、その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が著しく高いと認められるものとして一定のもの（※３）が追加されました。

③　税制対象となる一般用医薬品等に、薬局製造販売医薬品で税制の対象となるスイッチＯＴＣ医薬品及び（上記①による見直し後の）スイッチＯＴＣ医薬品以外の一般用医薬品等と同じ有効成分を含有するものが追加されました。

④　税制対象となる一般用医薬品等のうち、痩身・美容目的で使用されるものは、所要の経過措置を設けた上、税制対象から除外することとされました。その対象については、「セルフケア・セルフメディケーション推進に関する有識者検討会」（令和８年６月 19 日取りまとめ。）の検討結果を踏まえ、防風通聖散又は大柴胡湯に基づく医薬品及びこれらを有効成分として含有する製剤とされました。

なお、防風通聖散に基づく医薬品及びこれを有効成分として含有する製剤については、既に税制対象の医薬品として市場で流通していることから、製造、輸入、流通又は在庫の状況を勘案し、令和 12 年 12 月 31 日までの間は、なお税制対象医薬品として取り扱うこととされています。

※１　次の効能又は効果を有する医薬品

・胃腸薬（胃腸鎮痛鎮けい薬、健胃薬、止瀉薬、制酸薬、整腸薬、制酸・健胃・消化・整腸を２以上標榜するもの）、浣腸薬、瀉下薬

・外用痔疾用薬、内用痔疾用薬

※２　ニコチンを含有する製剤を除く。

※３　次の一般的名称の体外診断用医薬品

・一般用黄体形成ホルモンキット

・一般用 SARS コロナウイルス抗原キット

・一般用 SARS コロナウイルス抗原・インフルエンザウイルス抗原キット

○　以上を踏まえ、令和９年１月１日以後については、別添１の薬効欄に掲げる効能又は効果を有し、かつ、成分欄に掲げる有効成分を含有する医薬品（※１）が税制の対象となりますので、御了知の上、２．及び３．に示す対応への御協力をお願いいたします。

なお、スイッチＯＴＣ医薬品以外の一般用医薬品等について、新たな有効成分が追加されたことに伴い、既に税制対象となっている効能または効果を有する医薬品（※２）の範囲が拡大されたことについても、御留意ください。

※１　漢方製剤及び生薬製剤を含む（別添２参照）。

※２　次の効能又は効果を有する医薬品

外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬、かぜ薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン薬、その他のアレルギー用薬

２．医薬品製造販売業者の皆様へのお願い

（１）税改後追加対象医薬品の届出について

別添１に掲げる薬効欄及び成分欄をご確認の上、税改後の追加対象医薬品については、「セルフメディケーション対象医薬品（変更）届出書」（別添３）を、各製造販売業者から
セルフメディケーション・データベースセンター（selmetax-jsm-dbc@healthcare.ne.jp）宛てに、【令和８年 10 月１日まで（※）】にご提出ください。

届出に当たり、ご不明な点がございましたら、同アドレス宛てに電子メールでお問い合わせください。

● 電子メールアドレスを変更していますので、ご注意ください。

※ 新製品に係る届出は随時受け付けます。

（２）新たな税制対象医薬品の届出及び販売名等の変更又は販売中止の届出について

これまでと同様に、①新たなスイッチＯＴＣ医薬品を発売する場合、②販売名を変更した場合、③販売を中止して品質保証期限が切れた場合には、速やかに、「セルフメディケーション対象医薬品（変更）届出書」（別添３）を、各製造販売業者からセルフメディケーション・データベースセンター（上記アドレス）宛てにご提出ください。

特に、新たな税制対象医薬品を発売する場合は、発売時点で医薬品小売業者に情報が行き渡るよう、十分な余裕をもって届出いただくよう、お願いいたします。また、提出時には届出書中の備考欄に「追加」「販売名変更」「販売中止」等、提出内容が判別できるよう記載してください。

届出に当たり、ご不明な点がございましたら、同アドレス宛てに電子メールでお問い合わせください。

なお、現行の税制対象品目一覧については、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html）に掲載しています。

（３）税改後除外対象医薬品及び税改後追加対象医薬品に係る共通識別マークの表示について

これまで、税制対象医薬品については、日本一般用医薬品連合会の定める「共通識別マーク（※）」を包装上に表示いただいてきたところです。

税改後追加対象医薬品については、令和９年１月１日以後、できる限り速やかに、共通識別マークを表示した製品を店頭に陳列いただくようお願いいたします。また、税改後除外対象となる防風通聖散に基づく医薬品及びこれを有効成分として含有する製剤に

ついては、令和 12 年 12 月 31 日までに共通識別マークの表示を削除した製品を店頭に陳列いただくようお願いいたします。

（※）共通識別マーク



３．医薬品小売業者の皆様へのお知らせ

医薬品小売業者の皆様におかれては、引き続き、キャッシュレジスターが発行するレシート等の証明書類において、①税制対象医薬品の前にマーク（例えば「★」）を付すとともに、当該マークが付された商品が税制対象品目である旨（例えば「★印は税制対象品目」）をレシートに記載すること、②税制対象品目のみの合計額を区分して記載することについて、引き続き御対応をお願いいたします。

また、２．（１）により届け出られた税制対象医薬品のＪＡＮコード等の情報を取りまとめ、税改後追加対象医薬品を含めた税制対象品目一覧を追って送付いたしますので、送付後は、ＰＯＳシステムに税改後追加対象医薬品の情報を登録いただくようお願いいたします。

担当者連絡先　厚生労働省医政局医薬産業振興企画課
セルフケア・セルフメディケーション推進室
Email　self-medication-tax@mhlw.go.jp
TEL　03(5253)1111 内線 4149

セルフメディケーション税制に関するQ&A

（令和８年８月７日現在）

１．申告者向け 4
（１）セルフメディケーション税制について 4
Q１　セルフメディケーション税制とはどんな制度ですか。 4
Q２　どのような人が税制を使うことができますか。 4
Q３　創設の目的はなんですか。 4
Q４　従来の医療費控除との関係はどのようになっていますか。 4
（２）対象の医薬品について 5
Q５　対象の医薬品はどんなものですか。 5
Q６　上記で対象外とされている医薬品について、その理由は何ですか。 6
Q７　対象医薬品はどのように識別できますか。 6
Q８　税制対象医薬品に「抗ヒスタミン薬の効能又は効果を有すると認められるスイッチOTC医薬品以外の一般用医薬品」とありますが（Q5参照）、どのような製品が税制対象であり、どのような製品が税制非対象になるでしょうか。 7
Q９　催眠鎮静薬は、税制の対象になりますか。 7
Q10　漢方製剤及び生薬製剤は税制の対象になりますか。 8
（３）申告方法について 8
Q11　確定申告はいつ行えばいいですか。 8
Q12　税制の適用を受けるためにはどのような書類が必要ですか。 8
Q13　同一世帯の中に、従来の医療費控除により申告する人と、この税制により申告する人がいて構いませんか。 9
（４）健康診査等の証明について 9
Q14　「健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組」の「一定の取組」とはなんですか。 9
Q15　「一定の取組」にかかった費用も、所得控除の対象となりますか。 9
Q16　所得控除の申請者の子どもが予防接種を受けた場合、当該予防接種は「一定の取組」に該当しますか。 9
Q17　「一定の取組」のうち、勤務先で実施する定期健康診断には、採用時健診は含まれますか。 9
Q18　「一定の取組」のうち、市町村が健康増進事業として実施するがん検診には、どのような検診が該当しますか。 10
Q19　一定の取組に、任意（全額自己負担）で受けたものは含まれますか。 10
Q20　Q19で「申請者が任意に受診した健康診査（全額自己負担）は、「一定の取組」に含まれません」とされていますが、当該健診結果を保険者や事業主に提出し、特定健康診査や定期健康診断の結果とみなされる場合には、「一定の取組」に該当しますか。 10

Q21　「一定の取組」の証明に必要な提出書類はありますか。 10
Q22　税務署から「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の提出や提示を求められました。どのような書類を準備すればよいでしょうか。 10
Q23　税務署から「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の提出や提示を求められましたが、領収書や結果通知表に、「定期健康診断」又は「勤務先（会社等）名称」の記載がない場合や、特定健康診査を受診したが、領収書や結果通知表に、「特定健康診査」又は「保険者名」の記載がない場合は、勤務先や保険者に「一定の取組」を行ったことの証明を依頼する必要があるとされています（Q22 参照）。厚生労働省ホームページに、証明依頼書の様式が掲載されていますが、証明を依頼する場合は、必ずこの様式を使用しなければならないのですか。 11
Q24　税務署から「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の提出や提示を求められましたが、健診実施主体である勤務先、保険者等が「健康診査実施済証」等、結果通知表や領収書の他に健診が実施されたことがわかる書類を発行している場合、当該書類を「一定の取組」を行ったことの証明書類として使用できますか。 11
Q25　税務署から「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の提出や提示を求められましたが、確定申告を行う際に、「一定の取組」を行ったことの証明書類として、予防接種済証を提出や提示する場合は、原本ではなく写しでも良いですか。 11
Q26　インフルエンザワクチンの任意接種について、保険者が補助を実施している場合、保険者に、「一定の取組」を行ったことの証明書の発行を依頼することはできますか。 11
Q27　健康診査等の再診査（要再検査や要精密検査等）も含まれますか。 12
Q28　特定保健指導を中断した場合は「一定の取組」を行ったものとみなされますか。 12
Q29　健康診査等は同一世帯の全員が受診しなければいけませんか。 12
（５）その他 12
Q30　控除の対象となる額は税込みか税抜きかどちらでしょうか。 12
Q31　ドラッグストアで一律〇%引きのセールが開催されている場合、控除額はどのような取扱いになるのでしょうか。 12
Q32　購入した証明書類をなくしてしまった場合はどうすればいいですか。 12
Q33　令和９年１月１日以降に新たにリストに追加された品目については、令和９年１月１日以降に支払ったものであれば、リスト掲載前の購入であっても税制の対象になりますか。 12
Q34　通信販売等で対象の医薬品を購入した場合、自宅のプリンタで出力した領収書等を証明書類として確定申告に用いることはできますか。 13
２．医薬品製造販売業者の方向け 13
Q35　税制対象製品の新規発売、販売名等の変更又は販売中止の際には、どのような届出が必要ですか。 13
Q36　新規登録・変更時の届出書は、毎回全品目記載が必要ですか。 13
Q37　控除の申告は５年を遡って行うことが可能ですが、発売中止となった対象品目はいつリストから削除されますか。 13
Q38　製造販売承認の承継により、製造販売元が変更となった場合、届出は必要ですか。 13

Q39　令和９年１月１日以降に新規発売される、防風通聖散に基づく医薬品及び防風通聖散を有効成分として含有する製剤は税制の対象になりますか。 14
Q40　令和８年 12 月 31 日以前に新規発売された、防風通聖散に基づく医薬品及び防風通聖散を有効成分として含有する製剤について、令和 12 年 12 月 31 日より前に共通識別マークの表示を削除してもよいですか。 14
３．医薬品小売業者の方向け 14
Q41　税制対象医薬品について、レシート等には、どのような情報の記載が必要ですか。 14
Q42　１年分の購入リストとして、「商品名、金額、税制対象医薬品である旨、販売店名、購入日」を明記した書類を当社にて作成して提供し、そのリストを確定申告に使用していただくことはできますか。 14
Q43　レシート等の再発行の要望があった場合、どのように対応すればよいですか。 14
Q44　商品名が長くなってしまう場合、レシート等に省略して記載しても構いませんか。 15

１．申告者向け

（１）セルフメディケーション税制について

Ｑ１　セルフメディケーション税制とはどんな制度ですか。

適切な健康管理の下で医療用医薬品から一般用医薬品等への代替を進める観点から、健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定成分を含んだ OTC 医薬品（いわゆる薬局・ドラッグストア等で購入できる OTC 医薬品）等の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った対価額の合計額が１万２千円を超えるときは、その超える部分の金額（上限：８万８千円）について、その年分の総所得金額等から控除する税制です。

Ｑ２　どのような人が税制を使うことができますか。

セルフメディケーション税制の適用を受けようとする年（１月から 12 月まで）の間に、「健康の保持増進及び疾病の予防に関する一定の取組」を行っている者が対象となります。具体的には、次の取組が「一定の取組」に該当します。

① 保険者（健康保険組合、市区町村国保等）が実施する健康診査【人間ドック、各種健（検）診等】
② 市区町村が健康増進事業として行う健康診査【歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、生活保護受給者等を対象とする健康診査】
③ 予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】
④ 勤務先で実施する定期健康診断【事業主検診】
⑤ 特定健康診査（いわゆるメタボ検診）、特定保健指導
⑥ 市町村が健康増進事業として実施するがん検診

※ 市町村が自治体独自の予算で住民サービスとして実施する健康診査は対象になりません。

なお、これらのうちのいずれか１つを受けていればよいため、全てを受ける必要はありません。

Ｑ３　創設の目的はなんですか。

国民によるセルフメディケーションの推進を目的としています。セルフメディケーションは WHO において「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること」と定義されています。セルフメディケーションを推進していくことは、国民の自発的な健康管理や疾病予防の取組を促進することはもちろん、医療費の適正化にもつながります。

Ｑ４　従来の医療費控除との関係はどのようになっていますか。

セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、通常の医療費控除との選択適用となりますので、いずれか一方を選択して適用することになります。

したがって、セルフメディケーション税制を選択した場合は、通常の医療費控除を受けることはできません。逆に、通常の医療費控除を選択した場合は、セルフメディケーショ

ン税制の適用を受けることはできません。

（２）対象の医薬品について

Q５　対象の医薬品はどんなものですか。

本税制の対象となる医薬品は以下のとおりです。これらの具体的な品目や成分については、厚生労働省ホームページ（※）で掲載しているほか、各メーカーの取組により、日本一般用医薬品連合会の定める共通識別マーク（Q７の※）を包装上に表示いただいています。対象医薬品の確認方法についてはQ７をご覧ください。

①　医師によって処方される医療用医薬品から、薬局・ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（いわゆるスイッチOTC医薬品）。

ただし、Ｌ―アスパラギン酸カルシウム、フッ化ナトリウム、メコバラミン及びユビデカレノンを有効成分として含有するスイッチOTC医薬品は令和８年１月１日以降、対象外となっています。

また、スイッチOTC医薬品である緊急避妊薬及びED治療薬ついては、対象外となります。

②　スイッチOTC医薬品以外の一般用医薬品（いわゆる非スイッチOTC医薬品）のうち、外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬、かぜ薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン薬又はその他のアレルギー用薬の効能又は効果を有すると認められるもの。

令和９年１月１日以降、胃腸薬（胃腸鎮痛鎮けい薬、健胃薬、止瀉薬、制酸薬、整腸薬、制酸・健胃・消化・整腸を２以上標榜するもの）、浣腸薬、瀉下薬、外用痔疾用薬、内用痔疾用薬及び生薬を有効成分として含有する鎮咳去痰薬としての効能又は効果を有すると認められるものが追加で対象となります。ただし、大柴胡湯に基づく医薬品及び大柴胡湯を有効成分として含有する製剤やニコチンを含有する医薬品は除きます。また、令和13年１月１日以降、防風通聖散に基づく医薬品及び防風通聖散を有効成分として含有する製剤は対象外になります。

③　令和９年１月１日以降、次の一般的名称の体外診断用医薬品（いわゆる検査キット）が追加で対象となります。

・一般用黄体形成ホルモンキット（排卵日予測検査薬）
・一般用SARSコロナウイルス抗原キット（新型コロナウイルス抗原検査キット）
・一般用SARSコロナウイルス抗原・インフルンザウイルス抗原キット（新型コロナウイルス/インフルエンザウイルス抗原検査キット）

※妊娠検査薬や尿糖検査薬、尿タンパク検査薬は対象外となります。

④　令和９年１月１日以降、薬局製造販売医薬品で税制の対象となる上記①、②の一般用医薬品等と同じ有効成分を含有するものが追加で対象となります。

（※）厚生労働省ホームページ
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html)

Q６　上記で対象外とされている医薬品について、その理由は何ですか。

Q５で対象外とされている医薬品とその理由は以下のとおりです。

①　スイッチ OTC 医薬品のうち、Ｌ―アスパラギン酸カルシウム、フッ化ナトリウム、メコバラミン及びユビデカレノンを有効成分として含有する医薬品については、安全性の観点から慎重に取り扱うべきものや、栄養補給等の目的で使用されることから医療費適正化効果が低いと考えられるものとして、令和８年１月１日から税制の対象外となっています。

②　スイッチ OTC 医薬品のうち、緊急避妊薬や ED 治療薬については、現時点では医療費適正化効果を見込むことができないため、税制の対象としていません。

③　非スイッチ OTC 医薬品のうち、防風通聖散又は大柴胡湯に基づく医薬品及びこれらを有効成分として含有する製剤については、痩身又は美容を目的として使用される可能性があるものとして、税制の対象外とされました。なお、防風通聖散については、令和 13 年１月１日から税制の対象外となります。

④　体外診断用医薬品のうち、妊娠検査薬や尿糖検査薬、尿タンパク検査薬については、その結果を踏まえて、必要に応じて医療機関の受診につなげることが目的であり、現時点では医療費適正化効果を見込むことができないため、税制の対象としていません。

Q７　対象医薬品はどのように識別できますか。

本税制の対象となる OTC 医薬品については、各メーカーの取組により、日本一般用医薬品連合会の定める共通識別マーク（※）を包装上に表示いただいています。また、薬局・ドラッグストアにおいて、税制対象医薬品についてはレシートや領収書等（以下、「レシート等」という。）上に税制対象医薬品であることを明記しています（下図参照）。

なお、令和８年度税制改正を踏まえ、税制の対象医薬品に Q５中の②、③、④が追加されること等により、令和９年１月１日以降の一定期間、包装上の共通識別マークの表示切替が行われるため、税制の利用に際しては、必ずレシート等の表示をご確認いただくよう、お願いします。



（※）共通識別マーク



Q８　税制対象医薬品に「抗ヒスタミン薬の効能又は効果を有すると認められるスイッチ OTC 医薬品以外の一般用医薬品」とありますが（Q5 参照）、どのような製品が税制対象であり、どのような製品が税制非対象になるでしょうか。

当該製品の効能又は効果が「アレルギーの諸症状」に対応するものが税制対象となります。

ジフェンヒドラミン塩酸塩を含有する外用薬について例を挙げると、アレルギー症状であるじんましんや虫さされに対する効能効果を有している製品であれば、税制対象になります。一方、ジフェンヒドラミン塩酸塩を含有する外用薬のなかでも、皮膚炎・湿疹・かゆみ・かぶれ・ただれ・あせも・おむつかぶれなど、アレルギーによるものと特定されない症状に対応する効能効果のみを標榜しているものは、税制非対象となります。

Q９　催眠鎮静薬は、税制の対象になりますか。

催眠鎮静薬として効能又は効果を有する医薬品のうち、ラメルテオンを有効成分とするスイッチ OTC 医薬品は、税制の対象となります。

一方、非スイッチ OTC 医薬品であるジフェンヒドラミン塩酸塩を含有する「スリーピン」、「スヤットミン」、「ドリエル」なども、催眠鎮静薬として効能又は効果を有する医薬品ですが、Q５②に記載されている効能又は効果に該当しないことから、税制の対象にはな

りません。

Q10　漢方製剤及び生薬製剤は税制の対象になりますか。

Q５②に記載されている効能又は効果を有し、かつ、税制対象となる生薬を有効成分として含有する漢方製剤及び生薬製剤は、税制対象になります。

なお、令和８年８月７日付事務連絡「令和８年度税制改正によるセルフメディケーション税制対象医薬品の届出等について」別添２に掲げる漢方製剤以外でも、Q５②に記載されている効能又は効果を有し、かつ、税制対象となる生薬を有効成分として含有する漢方製剤及び生薬製剤は、税制対象になります。

（３）申告方法について

Q11　確定申告はいつ行えばいいですか。

確定申告を行う必要がある方は２月中旬から３月中旬までの確定申告期間中に申告してください。

なお、確定申告を行う必要のない方は、確定申告期間とは関係なく、その年の翌年１月１日から５年間、還付申告（※）をすることができます。

（※）国税庁ホームページ

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2030.htm)

Q12　税制の適用を受けるためにはどのような書類が必要ですか。

以下の書類が必要です。確定申告の具体的な手続きについては、お近くの税務署や国税庁のホームページ（※）等でご確認ください。

①　セルフメディケーション税制を適用し計算した確定申告書

②　セルフメディケーション税制の明細書

（平成 29 年分の確定申告から、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となり、領収書の添付等は不要となっています。ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から５年間、税務署から領収書の提示又は提出を求められる場合がありますので、領収書は保管していただく必要があります。）

（令和３年分の確定申告から、「一定の取組」（Q２参照）を行ったことを明らかにする書類の添付は不要となっています。ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から５年間、税務署から証明書類の提示又は提出を求められる場合がありますので、「一定の取組」に当たる健診や予防接種等の領収書や結果通知表は保管していただく必要があります。）

（※）国税庁ホームページ

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1129.htm)

セルフメディケーション税制の明細書

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/02/pdf/ref2.pdf)

Q13　同一世帯の中に、従来の医療費控除により申告する人と、この税制により申告する人がいて構いませんか。

同一世帯であっても、それぞれの方が自己の負担した対象医療費について所得控除を申告することができます。なお、同一の医療費について重複して控除を受けることはできません。

（４）健康診査等の証明について

Q14　「健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組」の「一定の取組」とはなんですか。

次の取組が「一定の取組」に該当します。

① 保険者（健康保険組合、市区町村国保等）が実施する健康診査【人間ドック、各種健（検）診等】

② 市区町村が健康増進事業として行う健康診査【歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、生活保護受給者等を対象とする健康診査等】

③ 予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】

④ 勤務先で実施する定期健康診断【事業主検診】

⑤ 特定健康診査（いわゆるメタボ検診）、特定保健指導

⑥ 市町村が健康増進事業として実施するがん検診

※ 市町村が自治体独自の予算で住民サービスとして実施する健康診査は対象になりません。

なお、これらのうちのいずれか１つを受けていればよいため、全てを受ける必要はありません。

Q15 「一定の取組」にかかった費用も、所得控除の対象となりますか。

本税制において所得控除の対象となるのは、Q５に記載されている医薬品の購入の対価額であり、健康診査等の「一定の取組」にかかった費用は所得控除の対象にはなりません。

Q16　所得控除の申請者の子どもが予防接種を受けた場合、当該予防接種は「一定の取組」に該当しますか。

所得控除を受けるためには、申請者本人が「一定の取組」を行っている必要があるため、申請者の子どもが受けた予防接種は「一定の取組」に該当しません。なお、所得控除の対象には、申請者本人に係る税制の対象となる OTC 医薬品の購入の対価の額だけでなく、申請者が支払った生計を一にする配偶者その他の親族に係る税制の対象となる OTC 医薬品の購入の対価の額も含まれます。

Q17 「一定の取組」のうち、勤務先で実施する定期健康診断には、採用時健診は含まれますか。

含まれます。

Q18 「一定の取組」のうち、市町村が健康増進事業として実施するがん検診には、どのような検診が該当しますか。

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成 20 年 3 月 31 日付け健発第 0331058 号厚生労働省健康局長通知）に基づき、健康増進事業として実施される、胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がんの５項目に限られます。市町村が独自に住民サービスとして、対象の項目や年齢を拡大しているものは対象にはなりません。

Q19 一定の取組に、任意（全額自己負担）で受けたものは含まれますか。

申請者が任意に受診した健康診査（全額自己負担）は、「一定の取組」に含まれません。

Q20 Q19 で「申請者が任意に受診した健康診査（全額自己負担）は、「一定の取組」に含まれません」とされていますが、当該健診結果を保険者や事業主に提出し、特定健康診査や定期健康診断の結果とみなされる場合には、「一定の取組」に該当しますか。

該当します。なお、この場合、領収書や結果通知表に「定期健康診断」若しくは「勤務先（会社等）名称」又は「特定健康診査」若しくは「保険者名」の記載がないため、勤務先や保険者に「一定の取組」を行ったことの証明を依頼する必要があります。

Q21 「一定の取組」の証明に必要な提出書類はありますか。

「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の添付は不要です。

ただし、セルフメディケーション税制の明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から５年間、税務署から証明書類の提示又は提出を求められる場合がありますので、「一定の取組」に当たる健診や予防接種等を受けた結果発行される領収書や結果通知表は保管していただく必要があります。

Q22 税務署から「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の提出や提示を求められました。どのような書類を準備すればよいでしょうか。

領収書や結果通知表に、以下の記載があれば証明書類として提出や提示が可能です。

①氏名、②一定の取組を行った年、③保険者、事業者若しくは市町村の名称又は医療機関の名称若しくは医師の氏名

なお、領収書は原本の提出や提示が必要となります。結果通知表は写しによる提出が可能であり、健診結果部分は不要であるため、可能な限り、黒塗りや該当箇所の切り取りを行ってください。

また、以下の場合には、領収書や結果通知表のみでは、任意（全額自己負担）で受けたものとの区別ができず、「一定の取組」を行ったことを証明することができないため、事業者又は保険者に別途証明書の発行を依頼してください。

・ 勤務先の定期健康診断を受診したが、結果通知表に、「定期健康診断」又は「勤務先（会社等）」の記載がない場合。

・　特定健康診査等を受診したが、領収書や結果通知表に、「特定健康診査」又は「保険者名」の記載がない場合。
・　保険者が実施する健康診査を受診したが、結果通知表に、「保険者名」の記載がない場合。
※　詳細は、厚生労働省ホームページの「４　健康の保持増進及び疾病の予防への取組（一定の取組）の証明方法について」に掲載のチャートをご覧ください。

Q23　税務署から「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の提出や提示を求められましたが、領収書や結果通知表に、「定期健康診断」又は「勤務先（会社等）名称」の記載がない場合や、特定健康診査を受診したが、領収書や結果通知表に、「特定健康診査」又は「保険者名」の記載がない場合は、勤務先や保険者に「一定の取組」を行ったことの証明を依頼する必要があるとされています（Q22 参照）。厚生労働省ホームページに、証明依頼書の様式が掲載されていますが、証明を依頼する場合は、必ずこの様式を使用しなければならないのですか。

証明依頼書については厚生労働省ホームページに掲載されている様式を想定しています。ただし、証明依頼書の様式に記載されている記入事項をみたすものであれば、様式が異なっていても証明依頼書としてご使用いただけます。

Q24　税務署から「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の提出や提示を求められましたが、健診実施主体である勤務先、保険者等が「健康診査実施済証」等、結果通知表や領収書の他に健診が実施されたことがわかる書類を発行している場合、当該書類を「一定の取組」を行ったことの証明書類として使用できますか。

証明書類として使用可能です。なお、証明書類として使用するためには、①氏名、②一定の取組を行った年、③事業を行った保険者、事業者若しくは市町村の名称又は医療機関の名称若しくは医師の氏名が記載されている必要があります。

Q25　税務署から「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の提出や提示を求められましたが、確定申告を行う際に、「一定の取組」を行ったことの証明書類として、予防接種済証を提出や提示する場合は、原本ではなく写しでも良いですか。

税務署から提出や提示を求められた場合には、原本の提出や提示が必要です。確定申告を行う際に、写しの提出で足りるとされているのは、健診・検診の結果通知表のみになります。

Q26　インフルエンザワクチンの任意接種について、保険者が補助を実施している場合、保険者に、「一定の取組」を行ったことの証明書の発行を依頼することはできますか。

保険者は証明書を発行できません。保険者が、「一定の取組」を行ったことを証明できる

のは、保険者が実施する健康診査、特定健康診査及び特定保健指導です。
　インフルエンザの任意接種については、税務署から証明書類の提示又は提出を求められる場合がありますので、確定申告期限等から５年間、領収書を保管ください。

Q27　健康診査等の再診査（要再検査や要精密検査等）も含まれますか。

　健康診査等の結果により、要再検査や要精密検査等と判定されて受けた検査等は、対象になりません。

Q28　特定保健指導を中断した場合は「一定の取組」を行ったものとみなされますか。

　特定保健指導を中断した場合は、「一定の取組」を行ったことにはなりません。特定保健指導を終了した場合のみ「一定の取組」を行ったものとみなされます。なお、特定保健指導を中断した場合であっても、その年に特定健康診査を受けていれば「一定の取組」を行ったことになります。

Q29　健康診査等は同一世帯の全員が受診しなければいけませんか。

　確定申告をされる方が「一定の取組」を実施していることが必要です。

（５）その他

Q30　控除の対象となる額は税込みか税抜きかどちらでしょうか。

　実際に支払った税込価格が控除の対象となります。

Q31　ドラッグストアで一律〇%引きのセールが開催されている場合、控除額はどのような取扱いになるのでしょうか。

　割引後に支払った金額が控除の対象となります。

Q32　購入した証明書類をなくしてしまった場合はどうすればいいですか。

　セルフメディケーション税制を活用される場合は、必要事項を記載した領収書が必要ですので、購入した薬局等にレシート等の再発行についてご相談ください。
　また、レシート等に税制対象医薬品のマークが表示されていない場合も同様です。

Q33　令和９年１月１日以降に新たにリストに追加された品目については、令和９年１月１日以降に支払ったものであれば、リスト掲載前の購入であっても税制の対象になりますか。

　令和９年１月１日以降、対象に追加される医薬品（Q５の②、③、④）の対象品目としてリストに追加された品目については、税制対象の適用日が令和９年１月１日とされていることから、令和９年１月１日以降に支払ったものが対象となります。
　一方、実際に申告するためには対象医薬品であることを証明するレシート等が必要です。

税制対象医薬品リストは、原則毎月１日に更新しており、薬局やドラッグストア等では、このリストに基づいてレシート等に税制対象医薬品であることを示すマークを表示しています（Q７参照）。

このため、令和９年１月１日以降に支払ったもので制度上は税制対象となる場合であっても、リストに掲載される前に購入した製品については、税制対象医薬品であることを証明するレシート等がないことから、その購入費をセルフメディケーション税制による確定申告に含めることはできません。

Q34　通信販売等で対象の医薬品を購入した場合、自宅のプリンタで出力した領収書等を証明書類として確定申告に用いることはできますか。

自宅のプリンタ等で出力した領収書等は証明書類の原本として認められないため、確定申告に用いることはできません。通信販売等の会社に対し、改めて証明書類の発行を依頼してください。

２．医薬品製造販売業者の方向け

Q35　税制対象製品の新規発売、販売名等の変更又は販売中止の際には、どのような届出が必要ですか。

厚生労働省ホームページ（※）に掲載している税制対象医薬品の有効成分及び薬効分類をご確認の上、同ホームページに掲載している様式（「セルフメディケーション対象医薬品（変更）届出書」）に記入いただき、速やかに所定の宛先までご提出ください。

（※）厚生労働省ホームページ
（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html）

Q36　新規登録・変更時の届出書は、毎回全品目記載が必要ですか。

毎回、全品目を記載する必要はありません。変更になった品目のみ、変更内容が分かるように記載してください。

Q37　控除の申告は５年を遡って行うことが可能ですが、発売中止となった対象品目はいつリストから削除されますか。

厚生労働省ホームページにおいて、削除した項目を対象品目リストと別の表で掲載しておりますので、５年後も確認は可能です。

Q38　製造販売承認の承継により、製造販売元が変更となった場合、届出は必要ですか。

承継により新たな製造販売元となった製造販売業者は、当該品目を追加する旨を記した変更届を提出してください。また、承継により製造販売を中止する製造販売元は、削除の方法に従い、変更届を提出してください。

Q39　令和９年１月１日以降に新規発売される、防風通聖散に基づく医薬品及び防風通聖散を有効成分として含有する製剤は税制の対象になりますか。

令和９年１月１日以降に新規発売される、防風通聖散に基づく医薬品及び防風通聖散を有効成分として含有する製剤は、新たに税制対象となりません。

ただし、令和８年 12 月 31 日以前に新たに発売された、これらの医薬品については、消費者への認知期間、商品入れ替えに要する期間、卸の流通在庫期間に鑑みて、令和 12 年 12 月 31 日までは税制対象となります。

Q40　令和８年 12 月 31 日以前に新規発売された、防風通聖散に基づく医薬品及び防風通聖散を有効成分として含有する製剤について、令和 12 年 12 月 31 日より前に共通識別マークの表示を削除してもよいですか。

早期に削除していただいて差し支えありません。遅くとも令和 12 年 12 月 31 日までに共通識別マークを削除した包装の製品を店頭陳列いただくよう、ご協力をお願いいたします。また、共通識別マークを削除した場合は、市場にある共通識別マークを表示した商品が品質保証期限を超えた後、併せて税制対象医薬品リストから当該製品を削除するための変更届をご提出ください。市場にある共通識別マークを表示した商品が品質保証期限を超えるのが令和 12 年 12 月 31 日以降である場合は、令和 13 年１月１日付で削除となるよう変更届をご提出ください。

３．医薬品小売業者の方向け

Q41　税制対象医薬品について、レシート等には、どのような情報の記載が必要ですか。

① 商品名、②金額、③当該商品がセルフメディケーション税制対象医薬品である旨、④販売店名、⑤購入日の明記が必須となります。③については、レシート等に、税制対象医薬品の前にマーク（例えば「★」）を付し、当該マークの付いている医薬品が税制対象品目である旨（例えば「★印は税制対象品目」）をレシート等に記載する、もしくは、税制対象品目のみの合計額を分けて記載いただくようお願いします。

Q42　１年分の購入リストとして、「商品名、金額、税制対象医薬品である旨、販売店名、購入日」を明記した書類を当社にて作成して提供し、そのリストを確定申告に使用していただくことはできますか。

販売した業者が必要事項を記入して作成した書類であれば申告時に使用していただけます。

Q43　レシート等の再発行の要望があった場合、どのように対応すればよいですか。

購入された店舗において、購入の事実を確認できる場合に、レシート等を発行する等の対応をとっていただきますようお願いします。

Q44　商品名が長くなってしまう場合、レシート等に省略して記載しても構いませんか。

商品名が長く、分量の関係からレシート等に印字できない等のやむを得ない場合には必要事項（①商品名、②金額、③当該商品がセルフメディケーション税制対象医薬品である旨、④販売店名、⑤購入日）が記載されている限り、レシート等に商品名を省略して記載することは問題ございません。

ただし、単に「胃薬」と記載するなど、商品名がわからない状態で書き換えることは認められません。